# 報告事項1(資料)

	要 望 事 項	要望事項 取組状況	
1	家庭ごみ有料化後は、家庭ごみ排出の抑制状況を検証し、毎年度議会に報告すること。	毎月の家庭ごみ排出量等を把握するとともに、有料化開始後は前年との比較を行い、議会へ報告するとともに、ホームページ等で随時公表を行っています。  平成26年度終了後以降は、対前年度比較等の資料を速やかに作成し、検証結果を議会に報告するとともに、ホームページ等で市民に公表を行っています。  今後につきましても、引き続き議会に報告するとともに、ホームページ等で市民に公表を行います。	清掃管理課
2	家庭ごみ有料化による手数料収入については、家庭ごみの減量・リサイクルに資する事業等に活用すること。		清掃管理課 清掃業務課
3	市民の理解を得られるよう、丁寧な説明と周知を図 ること。	制度の周知が必要と思われるごみステーションに職員を配置し、 制度等の説明を行っています。	清掃業務課

	要望事項	取 組 状 況	課名
4	クリーン推進員等に過度な負担が生じないよう留意するとともに、支援の充実を図ること。	平成26年度からクリーン推進員の選任基準を「800世帯以上の自治会では2名の推進員の選任が可能」から「概ね500世帯以上の自治会では2名の推進員の選任が可能」と変更したことにより、2名選任自治会が24自治会から、平成28年度には69自治会となり、世帯数の多い自治会におけるクリーン推進員の負担軽減を図っています。  平成26年度から、クリーン推進員が校区ごとに開催する総会や研修会、意見交換会に要する経費等を補助金として助成することにより、校区活動を支援しています。また、支援内容の充実に向け、平成27年度から補助金の額を一人500円から1,000円に増額しています。	清掃業務課

	要 望 事 項	取 組 状 況	課名
5	新たな不法投棄、不適正 排出、野外焼却が生じない よう対策を充実すること。	(不法投棄対策) ①平日昼間の産業廃棄物監視員パトロールに加え、蛍光管やボランティアごみ等収集の際も兼ねてパトロールを行うなどの体制を図っています。 ②固定式や移動式の不法投棄監視カメラを設置して未然防止に取り組んでいます。 ③市内8郵便局と「不法投棄の情報提供に係る協力活動に関する協定」を締結し、不法投棄の発見・通報体制を強化しています。 (不適正排出対策) ①清掃指導員によるごみステーションでの早朝啓発活動を毎月実施し、「正しいごみの出し方」や「家庭ごみ有料化」の啓発活動を行っています。 ②燃やせないごみの違反袋は減少傾向にあるものの、制度導入当初から大きな変動が見られない状況にあり、集合住宅のステーションで比較的多く見受けられることから、所有者や管理組合を通じて住民に啓発チラシを配布し周知を図っています。 (野外焼却対策) 市報、ホームページで、近隣に迷惑となる野外焼却は控えるようお願いをしています。また、市民からの問合せ等につきましては、現地において指導等を行っています。	清掃管理課 産業廃棄物対策課 清掃業務課
6		引き続き、燃やせるごみの約半分を占める生ごみを減らすため、 生ごみ処理容器であるコンポスト、ボカシ容器、段ボールコンポスト の貸与、支給、補助を行っており、さらに、容器貸与者の堆肥作り上 達や新規利用者の増を図るため、平成28年度から生ごみ処理容器 普及講習会を開催しています。 さらに、これまで生ごみの水切り運動を推進していますが、食品ロスを減らす観点から、食べきり、使いきりをあわせ「3きり運動」として 取組んでおり、広報誌やイベント等で市民等への周知を図っています。	清掃管理課 清掃業務課
7	低所得者等に対し、実情に即した措置を講ずること。	現行の負担軽減措置は以下の通りです。 ①生活保護受給世帯 ②2歳未満の乳幼児を養育する者 ③大分市おむつ等介護用品購入費助成事業受給者 ④大分市家族介護用品支給事業受給者 ⑤大分市日常生活用具支援事業受給者 ⑥2歳以上3歳未満の障がい児又は知的障がい児を養育する者 ⑦医師から常時紙おむつ等を使用すると診断された者 ⑧常時ストマ用装具を使用している者 ⑨常時腹膜透析を実施している者 ⑩2歳未満の乳幼児を養育する者(里帰り等)など なお、運用面の見直しといたしまして、平成28年6月より、出生届の提出者に対しまして、窓口にて、本措置によるごみ袋を一部交付することとしました。 今後も、負担軽減措置について検証を行い、必要な措置を講じます。	清掃管理課

	要望事項	要望事項 取組状況	
8	新たな市民負担を求めることに対して、市としてもごみ処理に係るコスト削減等を図るなど、一層努力すること。	ごみ収集部門においては、ごみ収集運搬業務の民間委託について、平成25年度に燃やせるごみと燃やせないごみで市が収集している収集業務のうち3分の1に相当する業務を民間に委託しました。さらに平成29年度には、残された市が収集している収集業務のうち3分の2に相当する業務を民間委託するようにいたしており、ごみ収集の資源物を含めた自治区ベースでの民間委託割合は、概ね直営13%、民間業者87%となります。 また、民間委託の拡大に伴い各清掃事業所内に余剰スペースが生じてきており、平成29年度から清掃事業所の統廃合を行い、効率的な運営を図ることとしています。 清掃工場でごみの燃焼の安定を目的として、ごみ質の均一化を図るためのごみの十分な攪拌や、灯油・コークス使用量削減のために、炉内の温度が低下した場合の追い炊きバーナーの温度設定の変更を行っています。 また、福宗清掃工場では、売電収入額を増加させるため、特に夏期の昼間の焼却量を調整することによって発電量を増やす運転調整を行っています。	清掃業務課 清掃施設課